

第1章 総則

1 趣旨

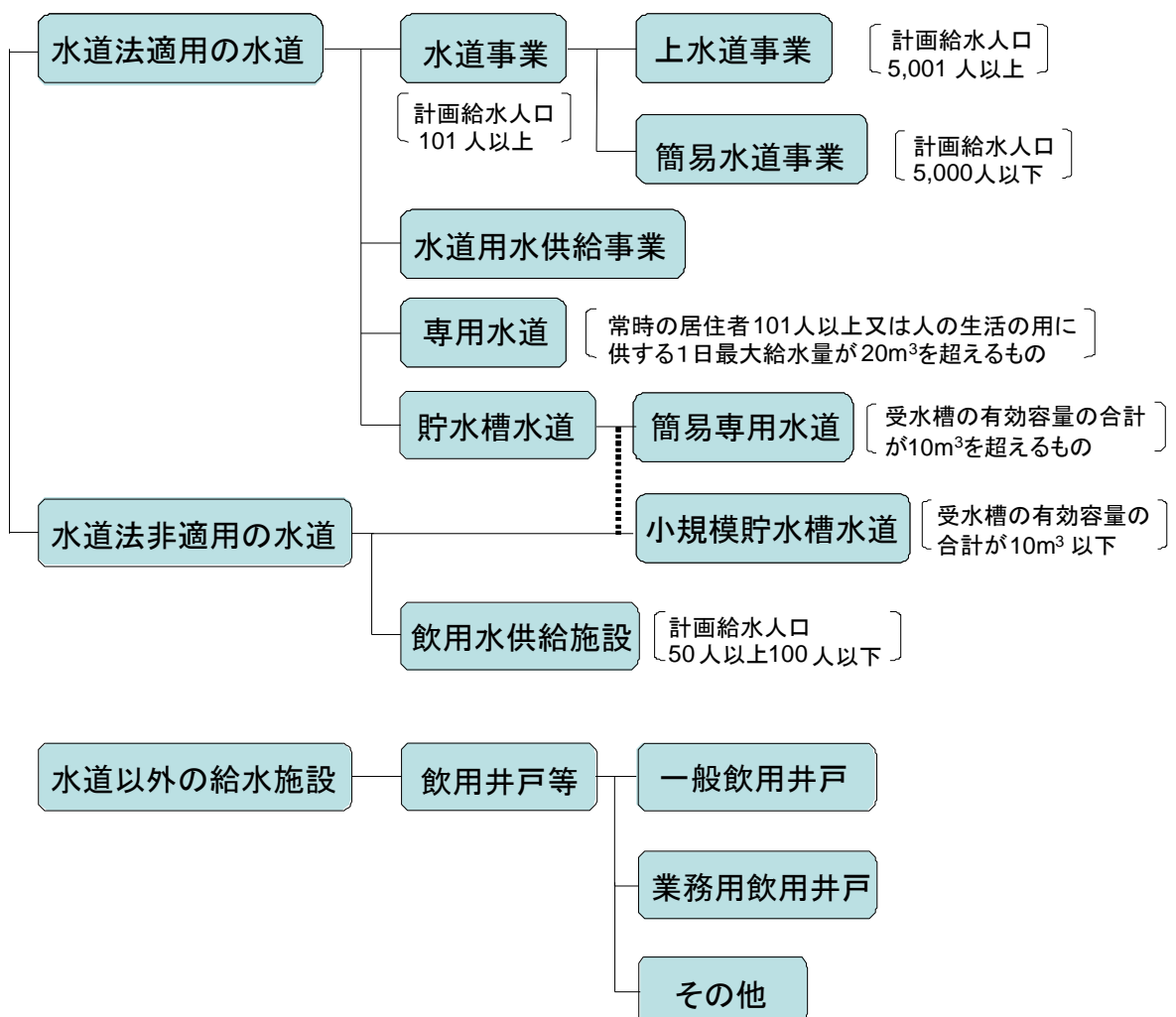
この基準は、水道法（以下「法」という。）、水道法施行令（以下「施行令」という。）、厚生労働省令、松山市水道事業給水条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規程（以下「施行規程」という。）等に基づき、給水装置工事の設計及び施行について必要な事項を定めるものとする。

2 適用

この基準は、本市の水道によって水の供給を受ける者の給水装置工事に適用する。

この基準の適用に疑義が生じた場合は、松山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）の指示によるものとする。

【参考】水道等の分類



第2章 給水装置の概念

1 給水装置の定義

「給水装置」とは、需要者に水を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(法第3条第9項)

なお、給水管、直結する給水用具とは次のとおりである。

「給水管」とは、水道事業者の配水管から個別の需要者に水を供給するために分岐して設けられた管をいう。

「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しのできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取外しの可能な状態で接続される用具は含まない。ビル等で一旦水道水を受水槽に受けて給水する場合には、配水管から受水槽への注入口までが給水装置であり、受水槽以下はこれにあたらぬ。

水道メーターは、法第16条（給水装置の構造及び材質）が供給水の汚染、漏えいを防止するとの観点から規定されている趣旨に照らして、給水装置に該当するものと解釈される。

2 給水装置の種類

給水装置は、次の2種類に区分する。(条例第3条)

- (1) 専用給水装置…1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 私設消火栓 …消防用に使用するもの

※ 共用給水装置…条例では規定していないが、2戸以上又は2箇所以上で給水装置を共用するもの

3 給水装置工事

「給水装置工事」とは、現実に給水がなされる、又はなされていた場所における給水装置の新設、改造、修繕及び撤去等の工事をいう。また、「工事」とは、工事に先立って行う調査から、計画の立案、工事の施行、竣工検査までの一連の工事の過程の全部又は一部をいう。したがって、製造工場内における給水管及び給水用具の製造や組み立ては、ここでいう「給水装置工事」には、含まれない。

4 給水装置工事の種類

給水装置工事は、次の工種に区分する。

- (1) 新設工事 新たに給水装置を設ける工事
- (2) 改造工事 給水管の増径、管種変更、給水栓の増設等、給水装置の原形を変える工事
- (3) 修繕工事 給水装置の破損箇所を原形に修理する工事
- (4) 撤去工事 給水装置を撤去する工事

5 給水装置工事の申込み

給水装置の新設、改造、修繕（水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去工事をしようとする者は、管理者に申込み、その承認を受けること。(条例第4条第1項)

※給水装置の軽微な変更とは、単独水栓の取替え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置されている給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）とする。

6 工事の費用負担

給水装置給水装置の新設、改造、修繕又は撤去工事に要する費用は、当該工事をする者が負担する。
(条例第5条第1項)

7 手数料

手数料は、別表第2に定める額を申込者が申込みの際納付しなければならない。ただし、特別の費用を必要とするときは、その実費額を納付しなければならない。(条例第32条第1項)

別表第2 (第32条関係)

種 類	種 別	金 額
設計審査手数料	給水管の最大口径が 20 ミリメートル以下のもの 1 件につき	1,700 円
	給水管の最大口径が 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下のもの 1 件につき	4,000 円
	給水管の最大口径が 75 ミリメートル以上のもの 1 件につき	8,000 円
完成検査手数料	給水管の最大口径が 20 ミリメートル以下のもの 1 件につき	2,600 円
	給水管の最大口径が 25 ミリメートル以上 50 ミリメートル以下のもの 1 件につき	6,000 円
	給水管の最大口径が 75 ミリメートル以上のもの 1 件につき	10,000 円
指定手数料	指定給水装置工事事業者 1 件につき	10,000 円
指定の更洗手数料	指定給水装置工事事業者 1 件につき	10,000 円
登録手数料	1 級配管工(継続登録) 1 件につき	3,500 円
再交付手数料	指定給水装置工事事業者証 1 件につき	3,500 円
	技能資格者証 1 件につき	2,000 円
証明手数料	1 件につき	350 円
立会手数料	私設消火栓 1 回につき (私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用するとき。)	2,000 円

※平成 25 年度末まで、新規で水道を引く場合、メーター口径の増径を行う場合は、加入金が必要でしたが、平成 26 年 4 月 1 日申込み分より、加入金制度の廃止に伴い、加入金は不要となりました。

第3章 指定給水装置工事事業者制度

1 概要

指定給水装置工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施行することができるかと認められる者を、水道法第16条の2第1項の規定に基づき、指定する制度である。

この制度では、水道法に定める指定基準のもとで水道事業者が給水装置工事事業者を指定するとともに、国家資格者である給水装置工事主任技術者により適正な給水装置工事の施行の確保を図ることとしている。

なお、水道法では、指定の基準に加え、指定の申請や変更の届出等の手続きに関する事項、指定給水装置工事事業者の遵守事項、指定の取消しに関する事項などを定めている。

2 指定給水装置工事事業者の指定等（法第16条の2）

- (1) 水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が法第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合することを確保するため、当該水道事業者の給水区域において給水装置工事を適正に施行することができるかと認められる者の指定をすることができる。
- (2) 水道事業者は、前項の指定をしたときは、供給規程の定めるところにより、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は当該指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)の施行した給水装置工事に係るものであることを供給条件とすることができる。
- (3) 前項の場合において、水道事業者は、当該水道によって水の供給を受ける者の給水装置が当該水道事業者又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質が法第16条（施行令第6条）の規定に基づく政令で定める基準に適合していることが確認されたときは、この限りでない。

3 指定の更新制の導入

従来の制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地等の変更があった場合の届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題があった。

こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、平成30年の水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入、令和元年10月1日から施行された。

指定の更新の際には、水道事業者は、当該指定給水装置工事事業者が指定基準に規定される要件を満たしているかを改めて確認する。

4 給水装置工事主任技術者

給水装置工事主任技術者（以下「主任技術者」という。）は、調査から検査に至る一連の給水装置工事の技術的管理、監督を行うことができる者として位置づけられ、国家試験に合格し、厚生労働大臣から免状の交付を受けた者のうちから、指定給水装置工事事業者（以下「指定工事事業者」という。）が選任する。

(1) 主任技術者の役割

主任技術者は、修得した給水装置工事に関する知識及び技能をもって、指定工事事業者の事業活動の

本拠である事務所に選任され、指名を受けた給水装置工事の調査、計画、施工、検査の一連の業務からなる工事全体の管理や、給水装置工事の工事従事者に対する指導監督を行うなど、給水装置工事を適正に施行するための技術の要としての役割を果たさなければならない。

(2) 主任技術者に求められる知識と技能

主任技術者に求められる知識と技能は、現場の事前調査、施工計画の策定、施工段階の工程管理、品質管理、工事の竣工検査等の各段階において必要となる技術的な知識、技能はもとより、水道事業者が定めている供給規程に基づき工事着手に至るまでの手続き、工事後の竣工検査の手続き等多岐にわたる。

また、新技術、新材料に関する知識、関係法令、条例等の制定、改廃についての知識を不断に修得するための努力を行うことが求められる。

(3) 基準適合品の使用等

主任技術者は、基準省令の性能基準に適合した給水管や給水用具を用いて給水装置工事を施行しなければならない。また、工事に適した機械器具等を用いて給水装置工事を行わなければならない。

5 指定の基準

管理者は、法第16条の2第1項の指定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の指定をする。

(1) 事業所ごとに、主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。

(2) 厚生労働省令で定める機械器具を有する者であること。

(3) 次のいずれにも該当しない者であること。

① 精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

③ 法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

④ 松山市公営企業局指定給水装置工事事業者規程第8条第1項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

⑤ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

⑥ 法人であって、その役員のうち①から⑤までのいずれかに該当する者があるもの

6 指定の更新

(1) 指定工事業者として指定を受けた者は、5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過により、その効力を失う。

(2) 前号の更新の申請があった場合において、同号の期間（以下この号及び次号において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する決定がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその決定がされるまでの間は、なおその効力を有する。

(3) 前号の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間

の満了の日の翌日から起算するものとする。

- (4) 松山市公営企業局指定給水装置工事事業者規程第4条及び第5条は、(1)の指定の更新について準用する。

7 指定の更新時に確認する事項

管理者は、適正に給水装置工事業を運営していることを確認するため、6 指定の更新(1)の指定の更新を受けようとする者に対し、次に掲げる事項を記載した第2号様式の2(指定給水装置工事業業者 指定更新時確認事項届出書)の提出を求めることができる。

① 指定給水装置工事業業者の講習会の受講実績

水道事業者等が開催する指定給水装置工事業業者を対象とした講習会の受講実績について確認する。

② 指定給水装置工事業業者の業務内容

水道利用者に提供する指定給水装置工事業業者に関する情報の充実を図り水道利用者の利便性の向上を図るとともに、給水装置工事に係るトラブルを防止する観点から、指定給水装置工事業業者の業務内容について確認する。

確認する業務内容としては、以下の事項が挙げられる。

(1)営業時間等：営業時間、修繕対応時間、休業日

(2)漏水修繕等：屋内給水装置の漏水修繕、埋設部の漏水修繕、その他

(3)対応工事：配水管分岐部から水道メーターまでの新設・改造工事、水道メーターから屋内給水装置までの新設・改造工事

③ 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況

確認の対象となる研修については、外部機関による研修の他、事業所内訓練等による自社内研修が想定されるが、以下に挙げられる事項が含まれていることなど、給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する内容であることを確認する。

(1)水道法(給水装置関連)

- ・給水装置工事主任技術者の職務と役割
- ・給水装置の構造及び材質

(2)給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報

(3)給水装置の事故事例と対策技術

(4)給水装置の維持管理(故障・異常の原因と修繕工事法)

※公益財団法人給水工事技術振興財団においては、給水装置工事主任技術者に対し、改正水道法(平成30年)の内容を含め、全国統一的に必要な知識等を習得させるためのe-ラーニング研修や、現地研修会が行われるので、活用されたい。

④ 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

給水装置工事に際しては、水道法施行規則第36条第2号の規定に基づき、配水管から分岐して給

水管を設ける工事等を施行する場合において、適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事又は監督させることとしており、指定更新の申請時に確認する。

この「適切に作業を行うことができる技能を有する者」としては、具体的には、以下の資格等が想定されるが、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。

- ・水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工（配管技能者、その他類似の名称のものを含む。）
- ・職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する配管技能士
- ・職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者
- ・公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能に係る検定会の合格者

8 指定工事業者の義務

- (1) 給水装置工事ごとに選任した主任技術者のうちから、当該工事に関して以下の職務を行う者を指名すること。
 - ① 給水装置工事に関する技術上の管理
 - ② 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
 - ③ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準に適合していることの確認
 - ④ 給水装置工事に關し、松山市公営企業局（以下「局」という。）と以下の連絡又は調整を行うこと。
 - ア 配水管から分岐して給水管を設ける工事を施行しようとする場合における配水管の位置の確認に関する連絡調整
 - イ 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事に係る工法、工期その他の工事上の条件に関する連絡調整
 - ウ 給水装置工事を完了した旨の連絡
- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させること。
- (3) 前号の工事を施行するときは、あらかじめ管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合するように当該工事を施行すること。
- (4) 主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するように努めること。
- (5) 局が行う指定工事業者を対象とする研修に参加すること。
- (6) 以下の行為を行わないこと。
 - ① 施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合しない給水装置を設置すること。
 - ② 給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用すること。
- (7) 施行した給水装置工事ごとに、指名した主任技術者に以下の事項に関する記録を作成させ、当該記録をその作成の日から3年間保存すること。
 - ① 施主の氏名又は名称
 - ② 施行の場所

- ③ 施行完了年月日
- ④ 主任技術者の氏名
- ⑤ 完成図
- ⑥ 給水装置工事に使用した給水管及び給水用具に関する事項
- ⑦ 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が施行令第6条に定める基準に適合していることの確認の方法及びその結果

9 指定の取消し及び停止

- (1) 管理者は、指定工事業者が次の各号の細分のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。
 - ① 不正な手段により指定を受けたとき。
 - ② 指定の基準に適合しなくなったとき。
 - ③ 変更等の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
 - ④ 主任技術者の選任又は解任の届出をしなかったとき。
 - ⑤ 給水装置工事の事業の運営に関する基準に従った適正な給水装置工事の事業の運営をすることができないと認められるとき。
 - ⑥ 主任技術者の立会いに関する管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。
 - ⑦ 当該指定工事業者が施行した給水装置工事に關し、必要な報告又は資料の提出についての管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
 - ⑧ その施行する給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (2) 前項各号の細分のいずれかに該当する場合において、指定工事業者に斟酌すべき特段の事情があるときは、管理者は指定の取消しに替えて6箇月を超えない期間を定め指定の効力を停止することができる。
- (3) 処分の基準については、管理者が別に定める。

10 給水装置工事に従事する者の責務

主任技術者が職務、職責を遂行するためには、指定工事業者をはじめ工事に従事する者の協力が不可欠であり、法第25条の4第4項において「給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。」とされているが、工事従事者は法の定めにとどまることなく、自ら協力する姿勢が重要である。

したがって、給水装置工事の現場において作業を行う従事者、作業の監督者は配管技能者としての役割と責任を十分理解し、主任技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

第4章 給水装置の構造と材料

1 給水装置の構造

- (1) 配水管への取付口の位置は、他の給水装置の取付口から 30 センチメートル以上離れていること。
(施行令第6条第1項第1号)
※配水管の取付口孔による耐力の減少を防止すること及び給水装置相互間の水の流量に及ぼす悪影響を防止するため。また、維持管理を考慮し、配水管等の継手端面からも同様とする。
- (2) 配水管への取付口における給水管の口径は、当該給水装置による水の使用量に比し、著しく過大でないこと。(施行令第6条第1項第2号) ※給水管内の水の停滞による水質の悪化を防止するため。配水管への取付口における給水管の分岐最大口径は配水管の口径より1サイズ小さなものとする。既設給水管からの分岐口径についても、配水管からの分岐と同様とする。
- (3) 給水装置には、配水管の水圧に影響を及ぼすおそれのあるポンプを直接連結してはならない。
(施行令第6条第1項第3号)
※配水管の水圧低下や水撃圧の発生等、ポンプを直接連結することによって生じる、他の需要者の水使用の障害等を防止するため。
- (4) 給水装置は水圧、土圧、その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものであること。(施行令第6条第1項第4号)
※水圧、土圧諸荷重に対して十分な耐力を有し、使用する材料に起因して水が汚染されるものでなく、また、不浸透質の材料によりつくられたものであり、継目等から水が漏れ、又は汚染が吸引されるおそれがないもの。
- (5) 凍結、破壊、侵食等を防止するための適当な措置を講じること。(施行令第6条第1項第5号)
※地下の一定以上の深さに埋設し、埋設しない場合は管に防食、保温工事を施し、また、電食や特殊な土壌等による浸食を受けるおそれがあるときは、特別の対応工事を施すこと。
- (6) 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接連結（クロスコネクション）してはならない。
(施行令第6条第1項第6号)
- (7) 給水装置の構造・材質及び配管方法は地震時等の変位にも対応できるようにすること。
- (8) 家屋の主配管経路は、構造物の下を避けること等により漏水時の修理など維持管理が容易に行えるようにしなければならない。(給水装置の構造及び材質の基準に関する省令第1条第3項)
- (9) 別個のメーターで計量されている給水装置は、相互連絡をしてはならない。
- (10) 給水装置は逆流防止、水撃防止及び停滞水が生じないような、危険防止の措置を講じること。
- (11) 給水管中に空気が停滞するおそれのある箇所には、排気装置を設けるものとする。
- (12) 高水圧地域等で給水圧が過大（接続時水圧 0.74MPa 超え）になるおそれがある給水装置については、減圧弁の設置を考慮すること。

2 給水装置の材料及び器具

給水装置に使用する材料及び器具は、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合するものでなければならない。

- (1) 管理者は配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具（これらを保護するための附属用具を含む。）について、その構造及び材質を指定することができる。(条例第8条第1項)
※ 管理者が指定する材料等を以下に示す。

表4. 1 管理者が指定する材料

名 称	規 格	呼び径	備 考
水道用ダクタイル鋳鉄管 (※接続材料としてのみ)	K形 1種管	φ75~150	内面粉体 JWWA G 113
水道用ダクタイル鋳鉄管	G X形 S種管 N S形 E種管	φ75~150	内面粉体 JDPA G 1049 JDPA G 1042-2
水道用ダクタイル鋳鉄異形管 (※接続材料としてのみ)	K形	φ75~150	内面粉体 JWWA G 114
水道用ダクタイル鋳鉄異形管	G X形 S種管 N S形 E種管	φ75~150	内面粉体 JDPA G 1049 JDPA G 1042-2
水道用ポリエチレン二層管	1種管	φ20~50	軟質二層管 JIS K 6762
水道用ポリエチレン管継手	金属継手(ワンタッチ、伸縮可 とう離脱防止継手を含む)	φ20~50	鉛レス青銅合金 JWWA B 116 準拠
PE管用フランジ短管	P×F	φ50	内外面粉体 管理者承認品
ネオSKジョイント	SK	φ20~50	内外面粉体、管理者承認品 修繕及び圧着時の補強に限る。
メカ形異径ドレッサー (※φ75DIPとφ50PE(二層管)の接続部)	DIP×PE(二層管)	φ75×50	内面粉体 管理者承認品
サドル分水栓	ボール式 伸縮可とう継手	φ75~350 ×20~25	内面粉体 JWWA B 117・136
サドル分水栓 (75×50除く)	ボール式	φ75~350 ×20~50	内面粉体 JWWA B 117・136
配水ポリ管用サドル分水栓	ボール式 伸縮可とう継手	φ50~100 ×20~25	内面粉体 JWWA K 144
配水ポリ管用サドル分水栓 (75×50除く)	ボール式	φ50~100 ×30~50	内面粉体 JWWA K 144
配水ポリ管用割丁字管	副弁付 ネジ型	φ50~100 ×40~75	内面粉体 管理者承認品
配水ポリ管用EFサドル付分水栓	ボール式 伸縮可とう継手	φ50~100 ×20~50	内面粉体 JWWA K 144 準拠
サドル分水栓用 密着コア	銅製・銅合金 ステンレス鋼	φ20~50	JWWA B 117 付属書F 準拠
割丁字管用 密着コア	SUS製	φ50~150	管理者承認品
耐震形割丁字管	弁付 耐震継手型	φ100~350 ×75~150	内面粉体 管理者承認品
割丁字管 (※原則、耐震型割丁字管を使用)	副弁付フランジ型、 K形受口割丁字管	φ75~350 ×50~150	内面粉体 管理者承認品

フレキシブル継手	回転型	φ 30～50	ポリ継手一体 管理者承認品
ポリエチレンスリーブ	年度・口径	φ 75～150	JWWA K 158
埋設用メータユニット	盗水防止 逆付け防止	φ 13～φ 25	管理者承認品
複式埋設用メータユニット	2～4 系統	φ 13～φ 20	管理者承認品
キャビネット型 複式メータユニット	3～6 系統	φ 13～φ 20	JWWA M 244
伸縮止水栓	ボール式	φ 13～40	鉛レス青銅合金 JWWA B 108 準拠
ゲート止水栓 (第一止水栓)	ソフトシール	φ 30・40	鉛レス青銅合金 JWWA B 108 準拠
止水弁	ソフトシール	φ 50～150	7.5K JWWA B 120
水道配水用ポリエチレン管		φ 50～100	JWWA K 144
水道配水用ポリエチレン管継手		φ 50～100	JWWA K 145
水道配水用ポリエチレン管継手	金属継手おねじ付ソケット	φ 50	PTC B 21 管理者承認品
水道配水用ポリエチレン管メカ継手	FCD 製	φ 50～100	PTC G 30 管理者承認品
水道用硬質塩化ビニル管	V P	φ 13～50	修繕材料 JIS K 6742
水道用硬質塩化ビニル管継手	V P T S 継手	φ 13～50	修繕材料 JIS K 6743
耐衝撃性水道用硬質塩化ビニル管	H I V P	φ 13～50	修繕材料 JIS K 6742
耐衝撃性水道用硬質塩化ビニル管継手	H I V P T S 継手	φ 13～50	修繕材料 JIS K 6743
ゴム輪形 水道用硬質塩化ビニル管	V P R R 継手	φ 50～150	修繕材料 JWWA K 129
ゴム輪形 水道用硬質塩化ビニル管継手	V P R R 継手	φ 50～150	修繕材料 JWWA K 130
ゴム輪形 耐衝撃性水道用硬質塩化ビニル管	H I V P R R 継手	φ 50～150	修繕材料 JWWA K 129
ゴム輪形 耐衝撃性水道用硬質塩化ビニル管継手	H I V P R R 継手	φ 50～150	修繕材料 JWWA K 130

(2) メーターより下流側については、施行令第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準による性能基準適合品であることが認証（自己認証又は第三者認証）されている器材であること。

ただし、末端給水用具の場合は、認証品であっても認証された性能によって、その設置する場所が決まってくる。したがって、飲用する場所（台所、洗面等）には、必ず浸出性能が認証されている末端給水用具を設置しなければならない。

施行令第6条第2項の規定に基づき定められた給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省令第14号。以下「省令」という。）の主な内容を以下に示す。

① 耐圧に関する基準（省令第1条）

ア 給水管及び給水用具に一定の静水圧を加えたとき、水漏れ、変形、破損その他の異常が認められないこと。

イ 給水管や継手の構造及び材質に応じた適切な接合が行われていること。

ウ 最終の止水機構の流出側に設置される給水用具（シャワーヘッド等）については、耐圧性能基準の適用対象外である。また、止水機構を有する給水用具であって、通常の使用状態において、給水用具の流出側が大気に開口されているものの二次側の部分（水栓のカランの部分）は、耐圧性能基準の適用対象外である。

② 浸出等に関する基準（省令第2条）

ア 給水管や水栓等からの金属等の浸出が一定値以下であること。

イ 水が停滞しない構造となっていること。

ウ 飲用に供する水が接触する可能性のある給水管及び給水用具に適用される。

給水管、継手、バルブ類及び飲用に供する水を供給する末端給水用具等が適用対象であり、風呂用、洗髪用の水栓及び水栓便所のロータンク用ボールタップ等の末端給水用具は適用対象外である。

③ 水撃限界に関する基準（省令第3条）

ア 水栓等の急閉止により、1.5MPaを越える著しい水撃圧が発生しないこと。又は、水撃圧を緩和する器具を設置すること。

イ 水栓、ボールタップ、電磁弁及び瞬間湯沸器等の水撃作用を生じるおそれのある給水用具に適用される。

水撃限界性能基準を満たしていない給水用具を使用する場合には、その上流側に近接して水撃防止器具を設置する等の水撃防止措置を講じること。

④ 防食に関する基準（省令第4条）

酸、アルカリ、漏えい電流により侵食されない材質となっていること。又は、防食材や絶縁材で被覆すること。

⑤ 逆流防止に関する基準（省令第5条）

ア 逆止弁等は、低水圧（3kPa）時にも高水圧（1.5MPa）時にも水圧の逆流を防止できること。

イ 給水する箇所には逆止弁等を設置するか、又は水受け部との間に一定の空間を確保すること。

ウ 逆止弁、減圧式逆流防止器及び逆流防止装置を内部に備えた給水用具が適用される。湯水混合水栓、立水栓（ホース接続形）、浄水器及び自動食器洗い機等が適用対象である。

水が逆流するおそれのある場所では、逆流防止性能基準若しくは負圧破壊性能基準に適合する給水用具の設置、又は規定の吐水口空間の確保のいずれか一つを確実に行うこと。（バキュームブレーカは、水受け容器の越流面の上方150mm以上の位置に設置すること。）

⑥ 耐寒に関する基準（省令第6条）

ア 低温（-20℃）に暴露された後でも、当初の性能が維持されていること。

イ 凍結のおそれのある場所に設置される給水用具に適用される。この基準を満たしていない場合には、断熱材で被覆する等の凍結防止措置を講じること。

⑦ 耐久に関する基準（省令第7条）

ア 弁類は、10万回繰り返し作動した後でも、当初の性能が維持されていること。

イ 減圧弁、安全弁、逆止弁、空気弁及び電磁弁が適用される。ただし、耐寒性能が求められるもの及び給水用具の内部に備え付けられているものを除く。

(3) 給水管及び給水用具に適用される性能基準を以下に示す。

表4.2 給水管及び給水用具の性能基準

給水用具等		性能基準						
		耐圧	浸出	水撃 限界	逆流 防止	負圧 破壊	耐寒	耐久
給水管		●	●	—	—	—	—	—
水栓 ボールタップ	飲用	●	●	●	○	○	○	—
	飲用以外	●	—	●	○	○	○	—
バルブ		●	●	○	—	—	○	○
継手		●	●	—	—	—	—	—
浄水器		●	●	—	—	—	—	—
湯沸器	飲用	●	●	○	○	○	—	—
	飲用以外	●	—	—	○	○	—	—
逆流防止器		●	●	—	●	○	—	●
水撃防止器		●	●	●	—	—	—	—
ユニット器具 (流し台、浴槽、便所等)	飲用	●	●	○	○	○	—	—
	飲用以外	●	—	○	○	○	—	—
自動食器洗い機、冷水器等		●	○	○	○	○	—	—

●…適用される性能基準

○…給水用具の種類、設置場所により適用される性能基準

3 基準適合の証明方法

(1) 自己認証

自己認証のための基準適合性の証明は、各製品が設計段階で基準省令に定める性能基準に適合していること、及び当該製品が製造段階で品質の安定性が確保されていること。

- ① 設計段階での基準適合性は、製造業者等が自ら得た検査データや作成した資料等によって証明してもよい。また、第三者の製品試験機関に依頼して証明してもよい。
- ② 製品品質の安定性は、ISO（国際標準化機構）9000 シリーズの認証取得や活用等によって、品質管理が確実に行われている工場で製造された製品であることによって証明される。
- ③ 製品の基準適合性や品質の安定性を示す証明書等は製品の種類ごとに、指定工事業者等に提出されることになる。

(2) 第三者認証

製造業者等の契約により、中立的な第三者機関が製品試験、工場検査等を行い基準に適合しているものについては基準適合品として登録して認証製品であることを示すマークの標示を認める方法。

第三者認証機関としては、現在、下記の5機関がある。

- ① （社）日本水道協会
（社）日本水道協会の認証には基本基準適合品（基本基準7項目）と基本基準7項目に他の性能を付加した規格〔JWWA規格等〕に適合した特別基準適合品がある。
- ② （財）日本ガス機器検査協会
- ③ （財）電気安全環境研究所
- ④ （財）日本燃焼機器検査協会
- ⑤ アンダーライターズ・ラボラトリーズ・インク（UL）

上記の第三者認証機関により基準の認証がなされた製品は、『図4.1』の適合マークにより確認する。

(3) その他

- ① 日本産業規格（JIS）
産業標準化法に基づき制定された国家規格で、JIS S3200 シリーズの試験方法に合格したもの。
- ② 管理者承認品
松山市公営企業管理者が使用承認したもの。

(4) 認証されていない給水用具の設置について

間接給水、または、逆流防止性能の性能基準に適合する器具（逆流防止弁）、もしくは、負圧破壊性能の性能基準に適合する器具（バキュームブレーカ）を設置することで可能とするが、事前に局と協議すること。

【参考】

基準適合品の確認方法例

基準適合品の情報等は、厚生労働省の給水装置データベース又は第三者認証機関が開設しているインターネットホームページの利用により確認することができる。『図4.1』参照

図 4. 1 第三者認証機関認証マーク

<p>厚生労働省給水装置データベース ホームページアドレス http://www.mhlw.go.jp/kyusuidb/index.action</p>	
<p>(社) 日本水道協会 認証マーク (シールの場合) (押印等の場合)</p>   <p>ホームページアドレス http://www.jwwa.or.jp/</p>	<p>(財) 日本ガス機器検査協会 認証マーク</p>  <p>ホームページアドレス http://www.jia-page.or.jp/</p>
<p>(財) 電気安全環境研究所 認証マーク</p>   <p>ホームページアドレス http://www.jet.or.jp/</p>	<p>(財) 日本燃焼機器検査協会 認証マーク</p>  <p>ホームページアドレス http://www.jhia.or.jp/</p>
<p>アンダーライターズ・ラボラトリーズ・インク (UL)</p>   	
<p>共通マーク</p> 	

4 特定機器

(1) 特定機器は、水道に直結する飲用以外の用途で使用する給水用具及び水質を変化させる可能性がある用具等とし、その取扱いは以下のとおりとする。

- ① 特定機器の構造及び材質は、施行令第6条の基準に適合していること。
- ② 特定機器を設置する場合は、給水装置工事承認申請書に必ず明記すること。
- ③ 特定機器を使用する上で断水が困難な場合は、受水槽給水方式とすること。
- ④ 特定機器の排水口は、容易に確認でき、埃その他衛生上有害なものが入らない状態であること。
- ⑤ 特定機器の上流には、必ず逆流防止付バルブを設置すること。

(2) 管理者が指定する特定機器は、次のとおりとする。

飲 用 外	食洗機・製氷機・調理器（スチーマー等）、医療機器等
	散水器・スプリンクラー
	プール等のろ過設備・自動湯張り風呂・洗髪器
	歯科用ユニット・洗車機・加湿器・冷却器・冷凍機器
滞 留	床暖房機・温水器・給湯器（ガス、灯油等）・湯沸器
	自販機・自動洗濯機（業務用）・ウォータークーラー
水質の変化	浄水器・活水器

5 軟水器（浄水器、活水器を含む）

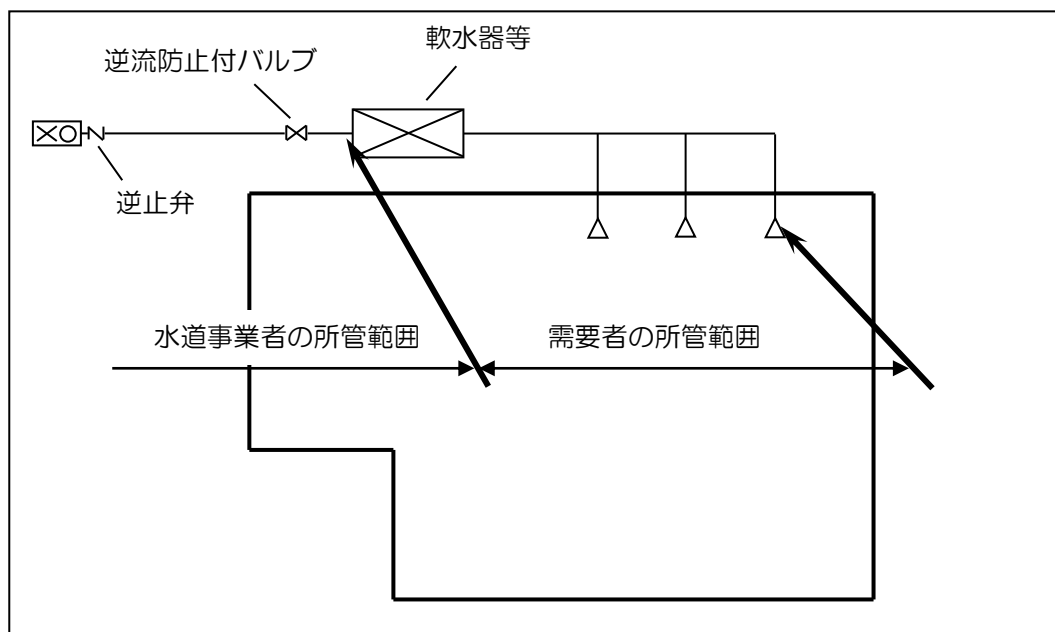
(1) 軟水器等の設置条件は以下のとおりとする。

- ① 第三者認証品又は自己認証品であること。（浸出性能が認証されていること。）
- ② 機器上流側に逆流防止付バルブを設置すること。
- ③ 水道事業者の所管範囲を需要者へ説明し、理解が得られること。

(2) 一般住宅に軟水器等を設置する場合

末端給水用具として捉え、軟水器等上流側までが水道事業者の所管範囲とし、下流側は、需要者の所管範囲とする。

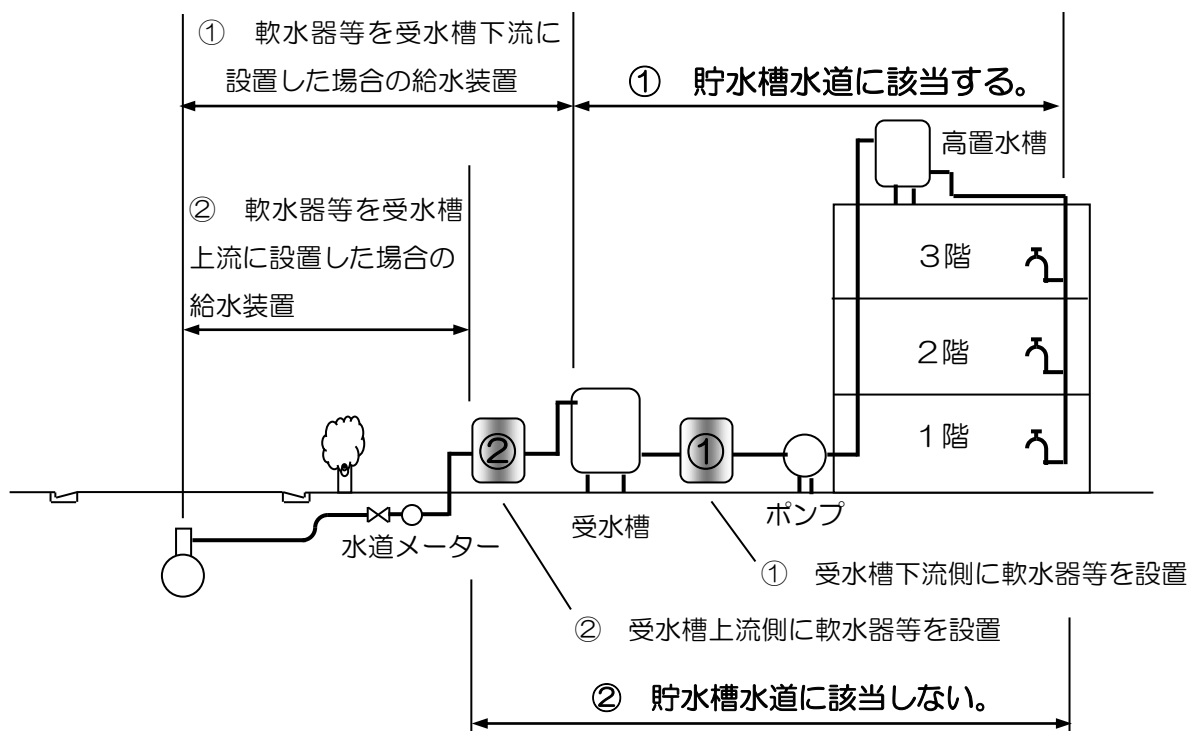
平面図



(3) 共同住宅に設置する場合

- ① 受水槽下流側に軟水器等を設置する場合、貯水槽水道に該当する。この際、一般の受水槽給水方式と同様に高置水槽も検査対象とする。
- ② 受水槽上流側に軟水器等を設置する場合、貯水槽水道に該当しない。しかし、将来の上水道への切替え等を考慮すれば、受水槽容量など局基準の受水槽を設置することを助言する。
ただし、軟水器以降は、検査対象としない。

断面図



(4) 上水道料金の取り扱い

軟水器等の設置場所によって、「共同住宅における各戸点検及び料金徴収」又は「共同住宅における各戸毎の料金算定」の適用外になるため、給水装置所有者とのトラブル防止するため同意書（18ページ参照）を得ること。

- ① 受水槽下流側に軟水器等を設置する場合、貯水槽水道に該当する。よって、「共同住宅における各戸点検及び料金徴収」及び「共同住宅における各戸毎の料金算定に関する取扱基準」を適用する。
- ② 受水槽上流側に軟水器等を設置する場合、貯水槽水道に該当しない。よって、「共同住宅における各戸点検及び料金徴収」及び「共同住宅における各戸毎の料金算定に関する取扱基準」を適用しない。

(5) 誓約書について

軟水器等を設置する際は、水圧、水量に影響を及ぼす場合があるため、これに関する誓約書を提出すること。（19ページ参照）

年 月 日

(あて先)
松山市公営企業管理者

上水道料金の算定についての同意書

松山市 町 丁目 番 号の給水装置工事において、
受水槽上流側に軟水器を設置することにより、「共同住宅における各戸点検及び料金徴収」
又は「共同住宅における各戸毎の料金算定」の適用を受けられないことについて、ここに
同意します。

また、将来この給水装置を第三者に譲渡する場合には、上記の事項を継承させます。
なお、軟水器以降の維持管理は私方で行います。

(給水装置所有者)

住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(あて先)
松山市公営企業管理者

誓 約 書

松山市 (お客様番号) の給水装置工事にて軟水器を使用するため、企業局より水圧低下・水量不足のおそれがあるとの指摘がありました。さらに渇水時には、減圧給水を行っている経緯から、軟水器を使用した場合、渇水時の水圧調整等で極度に水の出が悪くなることが予測されることも説明を受けました。これらの条件を踏まえ設置を検討しましたが、申請書のとおり軟水器を使用することといたします。

なお、この件に関し水圧低下・水量不足や将来の給水装置の維持管理につきましては、私方の責任において処理することを誓約いたします。

(申請者)

住 所

氏 名

㊟

(施工業者)

㊟

(給水装置工事主任技術者)

㊟